

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年4月22日（平成28年（行情）諮問第325号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第452号）

事件名：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行のための会議の資料等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる本件請求文書につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、文書1につき、その全部を開示し、文書2につき、行政文書に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年12月11日付け27受文科初第2442号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 開示請求に係る文書は、他にも存在する。他にも存在すると思われる文書の不存在の理由の記載がない。
- (2) 障害の定義・判断基準の文書が存在するの否かの判断が示されていない（特に、学習障害について）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、本件請求文書についてなされたものである。

請求内容から、既に担当者が障害者差別解消法の実施に関する調査研究協力者会議の会議資料を一部情報提供していたことから、文書1で特定を行うことが可能であると考えたところ。

特定した文書について、開示としたところ、異議申立人から、以下(1)及び(2)の理由により、開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

- (1) 開示請求に係る文書は、他にも存在する。他にも存在すると思われる

文書の不存在の理由の記載がない。

(2) 障害の定義・判断基準の文書が存在するの否かの判断が示されていない(特に、学習障害について)。

2 不開示決定の妥当性について

当省において、障害者差別解消法の実施に関する調査研究協力者会議は4回のみであり、その他に会議の資料は存在しない。また、方針についても告示である対応指針のみであり、その他の資料は存在しないため、上記1(2)については当たらない。

なお、異議申立人は、開示決定した文書の閲覧等を行っていないため、何をもって異議申立て理由を主張するのかが不明ではあるものの、本件諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

また、上記1(2)の異議申立て理由については、当初の請求内容に含まれておらず、開示請求決定通知書においては、「障害の定義・判断基準の文書が存在するの否かの判断が示す」ものではないため、当たらない。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、行政文書を特定して、開示決定とした原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月12日 審議
- ④ 同年10月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1及び文書2(本件対象文書)を特定し、文書1につき、その全部を開示し、文書2につき、行政文書に該当しないとして不開示とする決定(原処分)を行った。

異議申立人は、「開示請求に係る文書は、他にも存在する。」などとして、原処分の取消しを求めているところ、その趣旨は、文書2の行政文書非該当については争わず、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書のみを特定したことの妥当性を争うものと解される。これに対し、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）についての、(i) 施行に当たり文部科学省が開催した会議の資料及び(ii) 文部科学省による方針が記載されている文書、という2つの文書である。

イ 文部科学省では、障害者差別解消法11条に基づき、文部科学省が所管する事業者のための対応指針（以下「対応指針」という。）を策定するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）を平成27年度に計4回（第1回ないし第4回）開催し、議論を終えている。

ウ 原処分においては、(i) に該当する文書については、協力者会議における計4回の会議資料（888枚）全てを文書1として、また、(ii) に該当する文書については、協力者会議において検討され定められた対応指針を文書2として特定し、文書1は、その全部を開示し、文書2は、行政文書に該当しない（官報に掲載されており法2条2項1号に該当）ことから不開示とした。

エ 異議申立人は、本件開示請求を窓口で行った際、協力者会議の第1回及び第2回の会議資料を持参し、残りの会議資料の開示を求める旨説明があったが、文書の特定漏れがないよう原処分においては、第1回及び第2回の会議資料を含めた計4回の協力者会議の会議資料の全てを文書1として特定したため、文書1以外に(i) に該当する文書は保有していない。

また、協力者会議において検討が行われ定められた対応指針である文書2が(ii) に該当する文書であることについても、誤りはない。

諮問後、改めて文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件請求文書に該当する文書は本件対象文書以外に存在しなかった。

オ 以上のことから、文部科学省では、本件対象文書の外に、本件開示請求の対象として特定すべき文書は保有しておらず、原処分における文書の特定は妥当であったと考えるものである。

(2) 本件対象文書の外に、本件開示請求の対象として特定すべき文書は保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、文書1につき、その全部を開示し、文書2につき、行政文書に該当しないとして不開示とした決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行のための会議の資料，方針が記載されている文書（開示請求人に情報提供文書は除く）

2 本件対象文書

文書1 平成27年度障害者差別解消法の実施に関する調査研究協力者会議第1回ないし第4回配付資料

文書2 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（文部科学省告示第180号）